

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員等の検定を次のとおり実施しますので公示します。

令和7年7月18日

神奈川県公安委員会

1 実施日時

- (1) 学科 令和7年10月22日（水）午前9時から午後5時までの間
- (2) 実技 令和7年11月6日（木）午前9時から午後5時までの間

2 実施場所

- (1) 学科 横浜市中区海岸通1丁目1番 波止場会館
- (2) 実技 藤沢市石川6-18-1 湘南台自動車学校

3 検定の種別及び級

雑踏警備業務1級

4 定員

30人

5 受検対象者

検定申請書提出日において、神奈川県内に住所を有する者又は神奈川県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上あるもの
- (2) 神奈川県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検申込手続

(1) 申込みの受付

ア 申込受付期間

令和7年8月26日（火）から同月28日（木）までの午前9時から午後4時までの間
なお、定員になり次第締切ります。

イ 申込みの方法

(ア) 検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、神奈川県警察本部の申込専用電話に架電して申込みを行い、受付番号を取得してください。

申込専用電話への架電以外による申込みは、受け付けません。

(イ) 1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は検定申請者本人とします。

ウ 申込専用電話の電話番号

045-662-0193

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間

令和7年9月24日（水）から同月26日（金）までの午前9時から午後4時までの間

イ 提出場所

- (ア) 神奈川県内に住所を有する者
住所地为管轄する警察署の生活安全（第一）課
- (イ) 神奈川県内の営業所に属する警備員
属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全（第一）課
- ※ 上記(ア)、(イ)双方に該当する場合は、検定申請者が申込みの際に選択した警察署（神奈川県内に限る。）に提出してください。

ウ 提出書類

- (ア) 神奈川県内に住所を有する者として住所地为管轄する警察署に書類を提出する場合
 - a 検定申請書（神奈川県警察のホームページ「申請・届出等様式ダウンロードサービス索引」から入手することができます。以下同じ。）1通
 - b 検定申請者の住所地为疎明する書面（住民票の写し等）1通
 - c 検定申請者の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「写真」という。）2葉
 - d 前記5(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）1通
 - e 前記5(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定証1通
- (イ) 神奈川県内の営業所に属する警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合
 - a 検定申請書1通
 - b 検定申請者が神奈川県内の営業所に属することを警備業者が証明する書面（所属証明書等）1通
 - c 写真2葉
 - d 前記5(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書1通
 - e 前記5(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定証1通

7 受検手数料及び納付方法

1万3,000円に相当する額を納付してください。原則、キャッシュレス決済によりますので、受講申し込みの際は、キャッシュレス決済手段（クレジットカード、電子マネー又はコード決済）を準備してください（キャッシュレス決済の方法についての詳細は、神奈川県警察のホームページ内「各種手続」を確認してください。）。

なお、収受後の受検手数料については、還付しません。

8 受検票の交付

検定申請書を提出した際、提出先の警察署において受検票を交付します。

9 問合せ先

- (1) 神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話045-211-1212 内線3038・3039）
- (2) 神奈川県内の警察署の生活安全（第一）課

10 その他

検定終了後、検定会場において検定合格者に成績証明書を交付します。